

長野市スタートアップ企業オフィス家賃 支援事業補助金のご案内

市内にスタートアップ企業^(※)を集積することにより新事業(革新的な技術やアイデアに基づく新たな事業)の創出や経済の活性化を図るため、スタートアップ企業が事業を行うためのオフィスの家賃又はコワーキングスペース、バーチャルオフィスの利用料の一部を補助します。

※スタートアップ企業：新事業を既に行っている法人若しくは個人又は新たに行う個人若しくは法人であって、当該新事業について短期間での成長を目指すものをいいます。

対象経費

- ・オフィスの家賃
- ・コワーキングスペースの月額利用料
- ・バーチャルオフィスの月額利用料

補助率等

1年目：対象経費の10/10以内

2年目：対象経費の1/2以内

※ オフィスの家賃の場合は500万円/年、コワーキングスペース、バーチャルオフィスの利用料の場合は50万円/年を上限とします

対象者

次の要件を全て満たすスタートアップ企業で、原則として3年以上長野市で事業を継続する予定の方について、申請の内容を審査の上、補助の可否を決定します。

1. 以下のいずれかに該当する個人又は法人
 - ・開業等届に係る開業の日から5年未満の個人
 - ・開業等届に係る開業の日から5年未満の間に、当該新事業を行うために設立した法人
 - ・法人設立の登記日から5年未満の法人
 - ・事業を行っていない個人で、認定の申請を行う日から2か月以内に市内でオフィスの賃貸借契約又はコワーキングスペース、バーチャルオフィスの利用契約を締結し、事業を新たに行う方
2. 市内でオフィスの賃貸借契約又はコワーキングス、バーチャルオフィスの利用契約の締結をしている方
3. 長野市もしくは長野県が実施するスタートアップ企業に係る起業支援を受けたことがある方、又は行政の主催若しくは共催により開催されるビジネスコンテスト等に出場したこと又は出場予定がある方
4. 市税を未納していない方

申請期間

令和3年12月28日(火)から令和4年1月19日(水)まで

申請方法

申請期間内に、必要書類を窓口または郵送(申請期間内必着)で下記までご提出してください。(なお、郵送での提出の場合は、到着確認の連絡をしてください。)

必要書類は、長野市のホームページからダウンロードできます。

【URL】

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/486807.html>

提出先 お問い合わせ先

長野市商工観光部商工労働課 工業振興・計量担当(市役所第二庁舎3階)
電話：026-224-6751

メール：kigyو-richi@city.nagano.lg.jp